

建設廃棄物の事業場外保管について

建設廃棄物については、工事現場等において適切に分別した後、直接、処理施設に運搬することが原則です。しかし、廃棄物の量が少ない場合など、直送しては効率が悪いときに、自社の敷地等に運搬し、一時的に保管することがあると思います。

このとき、遵守いただくべき事項を次にまとめていますので、留意してください。

いわゆる「仮置き」という概念はありませんので、工事現場等から廃棄物を搬出し、短期間でも保管する場合は、必ず次の事項を遵守することが必要となります。

事業場外での保管が認められる場合について

- ・ あらかじめ処理施設等の運搬先が決まっていなければいけません。
- ・ その場所で適切に保管できる量を超えてはいけません。
- ・ 廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出しなければいけません。

保管場所について

- ・ 保管場所は、排出事業者（建設工事の場合は元請業者）の自社所有土地又は賃貸借等により使用権限を有する土地でなければいけません。

下請業者等の管理地で保管する場合は、当該下請業者等が廃棄物収集運搬業（積替え保管あり）の許可を有している必要があります。

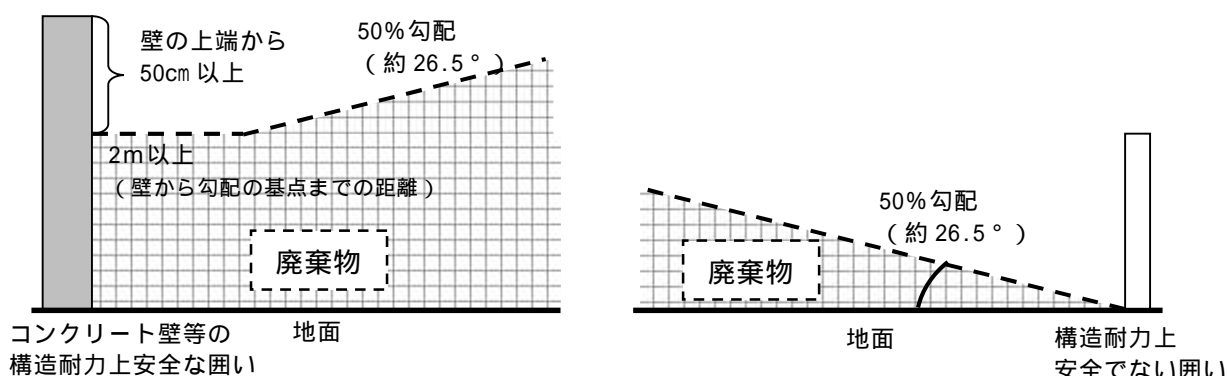
- ・ 保管場所の周囲に囲いが設けられていなければいけません。
- ・ 保管場所の見やすい場所に、掲示板を設置しなければいけません。

【掲示板の例】

60cm 以上	産業廃棄物保管・積替え場所	
	産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず
	管理者の氏名又は 名称及び連絡先	下関市 町 丁目 番号 株式会社 工業 代表取締役 電話 083-XXX-XXXX
	最大保管高さ	2.0 m
	最大保管量	1.0 m ³
	60cm 以上	

- ・ 汚水が発生する可能性がある場合は、排水設備を設置するとともに、底面を不透性の材料で覆わなければいけません。

- ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、所定の高さを超えてはいけません。



最大保管高さの判定例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

点線の高さを超えて保管することはできません。

どの地点でも50%勾配（約26°）を超えてはいけませんので、なだらかに積むようにしてください。

- ・ ねずみの生息や、蚊やはえ等の害虫の発生を防止しなければいけません。
- ・ 保管場所からの1日平均搬出量の7倍（約1週間分）を超える量の廃棄物を保管してはいけません。
- ・ 石綿含有廃棄物を保管する場合は、仕切りを設けるなど、他の物と混合するおそれのないようにしなければいけません。

事業場外保管の届出について

保管場所の面積が300㎡以上であるときは、下関市長（保管場所が市外の場合は、その場所を管轄する都道府県知事又は政令市長）に届け出なければいけません。

面積は、単に廃棄物を置いている面積ではなく、囲いで囲われた面積を原則とし、敷地の状況等により判断します。詳細はお尋ねください。

上記の内容に違反した場合は、行政処分等の対象となることがありますので、廃棄物の適正な処理を心がけてください。

問い合わせ先

下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部廃棄物対策課

（下関市リサイクルプラザ管理棟3階）

電話 083-252-7152